

## 道州制推進知事・指定都市市長連合第3回総会

日 時：平成 25 年 6 月 5 日(水)16:45～17:30

場 所：帝国ホテル 本館 3 階 舞の間

### 次 第

1 開 会

2 共同代表あいさつ

3 活動報告

資料 1

4 議 事

(1) 今後の活動について

資料 2

(2) 各政党への要請活動について

資料 3

(3) その他意見交換

資料 4

5 閉 会

# 道州制推進知事・指定都市市長連合第3回総会 出席者名簿

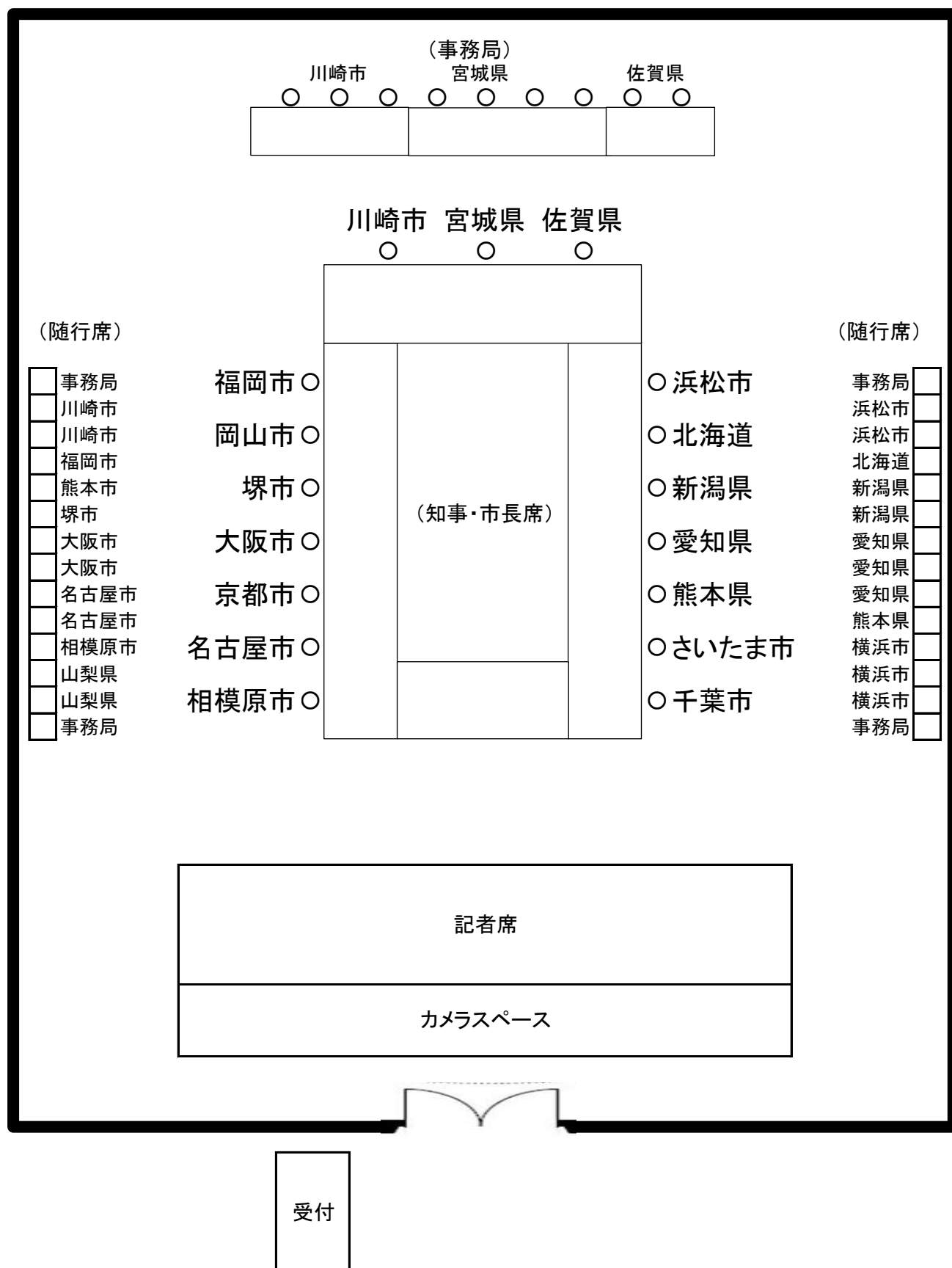
(敬称略・行政順)

| 団 体 名   | 職 名       | 氏 名     | 備 考  |
|---------|-----------|---------|------|
| 北 海 道   | 総合政策部長    | 柴 田 達 夫 |      |
| 宮 城 県   | 知 事       | 村 井 嘉 浩 | 共同代表 |
| 新 潟 県   | 東京事務所長    | 岡 俊 幸   |      |
| 愛 知 県   | 副 知 事     | 高 尾 和 彦 |      |
| 佐 賀 県   | 知 事       | 古 川 康   | 副代表  |
| 熊 本 県   | 政 策 審 議 監 | 内 田 安 弘 |      |
| さいたま市   | 東京事務所長    | 小 島 鉄 朗 |      |
| 千 葉 市   | 東京事務所長    | 松 山 瑞 穂 |      |
| 川 崎 市   | 市 長       | 阿 部 孝 夫 | 副代表  |
| 相 模 原 市 | 東京事務所長    | 鈴 木 泰 明 |      |
| 浜 松 市   | 市 長       | 鈴 木 康 友 |      |
| 名 古 屋 市 | 東京事務所長    | 鈴 木 誠 二 |      |
| 京 都 市   | 東京事務所長    | 上 田 誠   |      |
| 大 阪 市   | 東京事務所長    | 中喜多 孝之  |      |
| 堺 市     | 東京事務所長    | 射手矢 修一郎 |      |
| 岡 山 市   | 東京事務所長    | 粕 谷 明   |      |
| 福 岡 市   | 市 長       | 高 島 宗一郎 |      |

# 道州制推進知事・指定都市市長連合第3回総会

平成25年6月5日(水) 16:45～17:30

帝国ホテル本館3階 舞の間



## 第 2 回総会（H25.2.12）以降の活動状況

### （１）政府への要請活動

- ・ 日 時：平成 25 年 2 月 12 日（火） 午後 7 時 30 分から午後 7 時 50 分まで
- ・ 要請者：村井宮城県知事（共同代表）、古川佐賀県知事（副代表）、  
阿部川崎市長（副代表）、泉田新潟県知事
- ・ 要請先：新藤義孝 総務大臣 兼 内閣府特命担当大臣（道州制担当）
- ・ 要請内容（要約）：
  - 制度設計を行う諮問機関の構成員に地方の代表者を可能な限り多く配置すること
  - 地方分権の究極の姿である道州制の早期実現に向けた検討を開始し、積極的に取り組むこと

### （２）道州制推進フォーラムの開催

- ・ 日 時：平成 25 年 3 月 31 日（日） 午後 2 時から午後 4 時まで
- ・ 場 所：時事通信ホール
- ・ 内 容：各政党から道州制に対しての基本的な考え方を表明していただいた。
- ・ 参加者：

#### ○ 政党関係者

|        |      |                      |
|--------|------|----------------------|
| 自由民主党  | 礒崎陽輔 | 道州制推進本部事務局長代理        |
| 民主党    | 尾立源幸 | 政策調査会副会長             |
| 日本維新の会 | 松浪健太 | 道州制基本法推進プロジェクト・チーム座長 |
| 公明党    | 遠山清彦 | 道州制推進プロジェクトチーム座長     |
| みんなの党  | 寺田典城 | 政策調査会副会長             |

#### ○ 参加団体

|       |      |                          |
|-------|------|--------------------------|
| 経団連   | 畔柳信雄 | 道州制推進委員長（三菱東京 UFJ 銀行相談役） |
| 経済同友会 | 柏木 斉 | 代表副幹事（リクルート HD 相談役）      |

#### ○ 連合の構成メンバー

|     |      |          |
|-----|------|----------|
| 宮城県 | 村井嘉浩 | 知事（共同代表） |
| 佐賀県 | 古川 康 | 知事（副代表）  |
| 川崎市 | 阿部孝夫 | 市長（副代表）  |

- ・ 聴講者：自治体関係者，地方議会議員，大学関係者などを中心に約 250 名
- ・ その他：議事録及びアンケート結果については，連合の HP を参照

〔連合 HP：<http://www.pref.miyagi.jp/site/bunken-doshu/doshu-rengou01.html>〕

## 今後の活動について（案）

## ◎ 道州制を推進する国民会議

○目 的：道州制推進基本法の早期国会提出ならびに成立を促す。

○時 期：平成25年6月5日（水）18：00～19：30

○場 所：帝国ホテル本館4階 桜の間

○参加者：

## ➤ 政党関係者

|        |      |                      |
|--------|------|----------------------|
| 自由民主党  | 今村雅弘 | 道州制推進本部長             |
| 日本維新の会 | 松浪健太 | 道州制基本法推進プロジェクト・チーム座長 |
| 公明党    | 石川博崇 | 道州制推進本部事務局次長         |
| みんなの党  | 江口克彦 | 最高顧問                 |

## ➤ 参加団体

|       |      |                        |
|-------|------|------------------------|
| 経団連   | 畔柳信雄 | 道州制推進委員長（三菱東京UFJ銀行相談役） |
| 経済同友会 | 柏木 斉 | 代表副幹事（リクルートHD相談役）      |

## ➤ 連合の構成メンバー

|     |      |          |
|-----|------|----------|
| 宮城県 | 村井嘉浩 | 知事（共同代表） |
| 佐賀県 | 古川 康 | 知事（副代表）  |
| 川崎市 | 阿部孝夫 | 市長（副代表）  |

○内 容：各党の担当者に国会提出を予定している道州制関連法案の説明をしていただき、意見交換を行うことで道州制実現に向けた機運の醸成を図る。

## ◎ 政党要請活動

○目 的：今年7月の参議院選挙前に、各政党に対し道州制の推進を政権公約に盛り込むことを求める。

○時 期：6月6日（木）ほか

○要請先：自由民主党，公明党，民主党，日本維新の会，みんなの党

## 地方分権の究極の姿である道州制の実現を次期参議院議員 通常選挙の公約に明記することを求める

我が国が直面する困難な課題に国全体が持つ優れた能力と地域の個性を発揮して立ち向かっていくため、国と地方が手を携え、有効性を失った中央集権体制を打破し、地方分権型・多極型の「新しい国のかたち」である道州制を導入して、国と地方双方の政府を再構築・機能強化することが必要である。これは、次期参議院議員通常選挙でも重要な争点である。

道州制の導入は、中央集権体制という統治システムを再構築する大改革であり、国民的な議論と国政での意思決定が不可欠であることから、貴党におかれては、「道州制推進知事・指定都市市長連合」がとりまとめた、別添の「地域主権型道州制の基本的な制度設計と実現に向けた工程」（以下「試案」という。）を踏まえ、地方分権型の道州制の早期実現に向けて、次の取組を一層推進していただきたい。

### 記

- 1 参議院議員通常選挙の公約に、道州制を推進する方針を明記し、また、試案に示す考え方を踏まえ、道州制の理念や基本的な制度設計、実現に向けた工程等を具体的に盛り込むこと。
- 2 国から地方への大幅な権限・財源の移譲や、国の府省の解体再編及び出先機関の原則廃止、道州及び大都市制度も含めた基礎自治体のあり方などの道州制の導入に係る基本的な理念や方針、道州制実現に向けた工程、制度設計を行う検討機関の設置などを定める基本法を、地方の意見を反映の上、一刻も早く成立させること。
- 3 基本法に基づく検討機関には複数の知事及び指定都市市長を参加させるなど、まさに当事者である我々地方の声が確実に反映される仕組みを構築すること。

## 自由民主党による「道州制基本法案（骨子案）」のポイント

※この資料は参考として事務局が作成したものであり、連合としての考え方をまとめるものではありません。

凡例 □⇒記載されている内容  
✓⇒記載のない事項・検討事項

## (1) 国の役割・あり方

- 中央集権体制の見直し・地方分権体制の構築
- 国の事務を以下のものに極力限定し、国家機能を集約・強化
  - ① 国家の存立の根幹に関わるもの
  - ② 国家的危機管理その他国民の生命・身体・財産の保護に国の関与が必要なもの
  - ③ 国民経済の基盤整備に関するもの
  - ④ 真に全国的な視点に立つて行うべきもの
- 国の行政機関は整理合理化・地方の事務に関する国の関与は極力縮小
- ✓ 国の府省の解体再編・出先機関の原則廃止などの記載なし
- ✓ 国会のあり方はどうするのか

## (2) 道州の役割・あり方

- 都道府県を廃止し、都道府県の区域より広い区域において設置
- 国から道州へ大幅に事務権限を移譲
- 国家機能の一部を担い、国際競争力を持つ地域経営の主体として構築
- ✓ 国から道州（又は基礎自治体）への人員の移管について記載なし

## (3) 基礎自治体の役割・あり方

- 市町村の区域を基礎として編成
- 従来の都道府県と市町村の権限を概ね併せ持つ
- 自ら実践できる地域完結性を有する主体として構築
- ✓ 基礎自治体の適正規模や大都市制度に関する記載なし
- ✓ 「補完性の原則」についての記載なし

## (4) その他国・道州・基礎自治体それぞれに関係すること

- 道州・基礎自治体は地方公共団体とする
- 国及び地方の組織を簡素化、徹底した行革の実施
- 東京一極集中の是正・多様で活力ある地方経済圏の創出
- 都のあり方は道州制国民会議で検討
- 道州・基礎自治体の長及び議会の議員の選出は直接選挙
- ✓ 道州と基礎自治体の関係に関する記載なし

## (5) 立法権限

- ☐ 道州の事務に関する国の立法は必要最小限のものに限定
- ☐ 道州の自主性・自立性が発揮されるよう道州の立法権限を拡大・強化
- ✓ 基礎自治体の立法権限に関する記載なし
- ✓ 憲法との関係（憲法第41条）はどうするのか

## (6) 諮問機関「道州制国民会議」

- ☐ 内閣府に設置され、総理大臣の諮問に応じて重要事項を審議
- ☐ 総理大臣は以下に掲げる事項を国民会議に諮問
  - ア. 道州の区割り、事務所の位置等
  - イ. 国・道州・基礎自治体の事務分担
  - ウ. 国の機構の再編、国の地方への関与の在り方
  - エ. 国・道州・基礎自治体の立法権限、相互関係
  - オ. 地方税制等の財政制度、財政調整制度
  - カ. 地方の公務員制度、公務員の身分変更等
  - キ. 地方議会の在り方、長と議会の関係
  - ク. 基礎自治体の名称・規模・編成の在り方等
  - ケ. 道州・基礎自治体の組織
  - コ. 首都・大都市の在り方
  - サ. 道州制の導入に関する国の法制の整備
  - シ. 都道府県の事務の道州・基礎自治体への承継手続等
- ☐ 委員は30人以内で組織
- ☐ 委員は国会議員、地方公共団体の長、地方議会議員、有識者で構成
- ☐ 調査審議のために必要の際は、都道府県・市町村に意見を聴く
- ✓ 諮問事項に、国家公務員の制度、身分変更の記載なし
- ✓ 諮問事項に、国から道州・基礎自治体への事務承継手続の記載なし
- ✓ 委員の構成の詳細が不明

## (7) 税財政・財政調整制度

- ☐ 道州及び基礎自治体に必要な税源を付与
- ☐ 税源の偏在是正のため必要な財政調整制度の整備
- ✓ 国の長期債務の取扱い・国有財産の移譲について記載なし
- ✓ 道州・基礎自治体の課税自主権拡大の記載なし

## (8) 道州制導入までの工程

- ☐ 国民会議は、総理大臣からの諮問を受けてから3年以内に答申
- ☐ 政府は答申を受けた後、2年を目途に法制の整備を実施
- ✓ 基本法制定後、諮問までの期間が不明
- ✓ 答申後、2年以内に法制整備を「開始」するのか、法制整備が「完了」するのか不明